

平成20年2月27日招集

## 茂原市議会定例会会議録（第5号）

議 事 日 程 （第5号）

平成20年3月21日（金）午後1時00分開議

第1 議案並びに陳情の総括審議

# 茂原市議会定例会会議録（第5号）

平成20年3月21日（金）午後1時 開議

○議長（市原健二君） ただいまから本日の会議を開きます。

現在の出席議員は25名であります。したがって、定足数に達し会議は成立しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

## 議長の報告

○議長（市原健二君） ここで報告します。

去る7日の本会議で設置されました予算審査特別委員会は、同日、本会議終了後、委員会を開会し、正副委員長の互選を行った結果、委員長に早野公一郎君を、副委員長に初谷智津枝君をそれぞれ選出しました。

次に、去る12月定例会から継続審査となっておりました案件並びに今定例会において各委員会において審査を付託しました案件について、各委員会から審査結果の報告がありましたので、一覧表にしてお手元に配付しました。

また、お手元に配付のとおり、本日市長から、地方自治法第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができる事項として指定した損害賠償額の決定及び和解に関することについて、専決処分した旨の報告がありました。

以上で、報告を終わります。

————— ☆ ————— ☆ —————

## 議事日程

○議長（市原健二君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりでありますので、それにより御了承願います。

————— ☆ ————— ☆ —————

## 議案並びに陳情の総括審議

○議長（市原健二君） それでは、これより議事日程に基づき議事に入ります。

議事日程第1「議案並びに陳情の総括審議」を議題とします。

まず、審査を付託しました案件について、各委員長から審査の経過並びに結果について報告を求めます。

最初に、予算審査特別委員会委員長 早野公一郎君から報告を求めます。

（予算審査特別委員会委員長 早野公一郎君登壇）

○予算審査特別委員会委員長（早野公一郎君） 予算審査特別委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、去る7日の本会議において付託されました議案第4号「平成20年度茂原市一般会計予算」について、12日及び13日の両日、委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その審査経過並びに結果について御報告申し上げます。

政府の経済見通しによりますと、平成20年度の日本経済は、民間需要中心の経済成長が続くと予測されているものの、平成19年度に引き続き、海外経済の動向が与える影響について留意する必要があるとされ、国内総生産の実質成長率を2%程度と見込んでおります。

そして、国の平成20年度予算の基本的な考え方は、「『経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006、同基本方針2007』により、2011年度における基礎的財政収支の黒字化を目標に、歳出改革を軌道に乗せる上で極めて重要な予算と位置づけ、これまで行ってきた努力を決して緩めることなく、国・地方を通じ、引き続き最大限の削減を行うこと」とされております。

このため、歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、歳出の抑制と予算配分の重点化・効率化を実施するとともに、基礎的財政収支の改善を図り、新規国債発行額についても極力抑制することとしております。

こうした方針に基づいて算定された一般会計の予算規模は83兆613億円、前年度比0.2%増とされております。

一方、地方公共団体の財政運営については、「地方と都市の共生」の考え方のもと、地方が自主的・主体的に取り組む地域活性化施策に必要な特別枠「地方再生対策費」が創設され、地方交付税の算定を通じて、特に財政状況の厳しい地域に重点的に配分されることとなっております。

本市の財政状況を見ますと、歳入においては、昨年度に引き続き企業投資による固定資産税の増があるものの、市民税・個人所得割の減などが見込まれ、歳出においては、病院会計負担金や社会保障費の増などがあり、平成19年度以上に厳しい財政状況が続くことが予想されております。

このことから、予算編成に当たっては、本年度も引き続き枠配分方式を採用することにより、各部の自主性、施策の選択と集中を促し、予算配分の効率化に努めたところであり、歳入では、滞納処分の強化などの市税対策、未利用土地の売り払い等々、積極的かつ徹底的な財源確保を目指し、一方、歳出では、既存の制度や施策の見直し、聖域のないあらゆる角度から節減を図ったとしております。

なお、平成20年5月20日の市長任期等を考慮した中で、経常的経費、臨時的経費のうち県事業費負担金、その他4月当初により行う必要がある事業を中心とした骨格予算を編成し、普通建設事業費などの政策的経費については、新市長就任後の補正予算において計上する予定とのことであります。

その結果、平成20年度予算は、歳入歳出の総額を229億4800万円とし、対前年度比11億3300万円、4.7%の減となっております。

次に、20年度当初予算（案）の概要から、目的別の主な増減理由を見ますと、まず総務費では、旧本納支所解体事業、固定資産評価替に伴う不動産鑑定等の減があるものの、税源移譲による所得変動に伴う住民税の還付等による過誤納還付金などの増により、前年度当初予算に比べ3002万8000円、1.3%の増となっております。

次に、民生費では、老人保健特別会計への繰出金、老人保健医療給付事業等の減があるものの、4月から実施される後期高齢者医療事業関係経費や障害福祉費、児童手当支給事業、放課後児童健全育成事業等の増により、前年度当初予算に比べ3億3072万8000円、5.1%の増となっております。

次に、衛生費では、特定健康診査を国保会計で行うことによる健康診査事業等の減はあるものの、長生郡市広域市町村圏組合病院事業負担金、乳幼児医療対策事業、妊婦健診を2回から5回へ増やすことにより母子保健事業等の増により、前年度当初予算に比べ8319万円、2.5%の増となっております。

次に、農林水産業費では、吉井地区のは場整備事業等の増があるものの、ひめはるの里管理運営事業、土地改良施設維持管理適正化事業等の減により、前年度当初予算に比べ1940万6000円、5%の減となっております。

次に、商工費では、企業立地促進条例に基づき、立地企業の奨励金を前年度と同額計上し、前年度当初予算に比べ840万4000円、0.7%の減となっております。

次に、土木費では、骨格予算のため、土地開発公社経営健全化計画に基づく債務負担行為の償還、道路改良事業、交通安全施設整備事業、河川改修事業、街路事業、土地区画整理事業等、政策的経費の減により、前年度当初予算に比べ11億7255万2000円、45.4%の減となっております。

次に、教育費では、特別支援教育支援員活用事業、幼稚園教育扶助費、共同調理場施設工事等の増はあるものの、中学校教育振興運営費、公民館施設維持管理費、学校給食委託費等の減により、前年度当初予算に比べ1952万6000円、0.8%の減となっております。

以上が目的別の主な増減理由であります。

次に、主な歳入予算を見ますと、まず市税では、固定資産税の新築家屋、償却資産の増を見込んだものの、市民税の個人所得割、法人税割の一部を6月補正予算の充当財源として留保したため、前年度当初予算に対し1.3%減の141億4681万円を計上しております。

次に、地方特例交付金では、個人住民税から住宅借入金等特別税額控除による減収を補てんするための減収補てん特例交付金等の増はあるものの、定率減税廃止に伴う経過措置の特別交付金の減により、前年度当初予算に対し0.8%減の1億1328万6000円を計上しております。

次に、地方交付税では、地方再生対策費、公債費等の増に伴う普通交付税の増により、前年度当初予算に対し18.1%減の13億4359万7000円を計上しております。

次に、市債では、アスベスト除去事業、土地開発公社経営健全化計画に基づく貸付金の皆減のほか、骨格予算のため、道路事業、街路事業等政策的経費の減により、前年度当初予算に対し50.7%減の7億6190万円を計上しております。

以上述べましたように、20年度予算を総括しますと、歳入では、昨年度に引き続き企業投資による固定資産税の増があるものの、市民税・個人所得割の減などが見込まれ、一方、歳出においては、長生郡市広域市町村圏組合・病院会計負担金の増、後期高齢者医療関係経費等の社会保障費の増などがあり、財政構造はさらに硬直化する傾向にあります。

本委員会では、20年度予算が非常に厳しい財政状況の中、骨格予算ではあるが、本市の危機的状況を改善するため策定された財政健全化計画を踏まえ編成されたことは十分認識しながらも、市長の施政方針や市民からの多種多様な要望に対して的確に対応しているか、また財源の確保、健全財政の堅持に努力されているかなど、細部にわたり審査を行った次第であります。

これらの視点に立って、市長に対する総括質疑では、「長生病院について、医師の増により費用が増えることは当然だが、累積赤字も多い中、今後の病院経営などをどのように考えているのか」との質疑に対し、「医師不足により地域の基幹病院としての十分な役割を果たせなかったことに対し責任を感じている。組織を上げて医師確保に努力した結果、4月から内科医師5名から6名の体制が整い、内科の外来診療や入院への対応、二次救急の役割も少しずつではあるが、改善の方向にある。平成19年度会計においては、医師不足により、当初6億円ほどの赤字を予想していたが、本年1月から1名の内科医の増により、5億3000万円から4000万円に縮減される見通しであり、平成20年度については内科医が増えることにより、大きな赤字は出てこないと予想している。今後も医師確保に努め、赤字が出ない病院経営の

方向性を見いだすことが大事と考える。また、累積赤字は37億円余であるが、金銭的な赤字ではなく、償却資産に基づく赤字となっており、今直ちに補てんする必要はないが、その解消については、病院の建設等、基本的な位置づけをするときに必要があると考えている」との答弁がありました。

次に、「平成20年度は財政健全化計画の中間点であるが、これまでの進捗と、残り計画期間に対する見通しは」との質疑に対し、「平成18年度、19年度は未利用土地の処分ができなかったり、予想外の支出があり、達成率は100%に至らなかった。しかし、両年度とも黒字決算ができる見通しである。平成20年度においても計画どおりの達成に向け努力し、黒字決算ができるよう最善の努力をする必要がある。また、平成20年度は計画期間の中間点で、一部見直しをする必要があると考えている。市民の皆様方の御協力により財政は改善の方向にあると考えているが、今後も地方交付税の削減などにより厳しい財政状況が続くものと思われる。本市の財政をどのようにするか見きわめ、一層の努力をしながら計画の推進に努めるべきと考えている。そのためには自主財源の確保が重要であり、圏央道はその道につながる大きなものとして期待している」との答弁がありました。

このほか、細目ごとの審査過程においても多くの意見、要望、指摘がなされたところがありますが、結果として、「平成20年度茂原市一般会計予算」は、委員長を除く出席委員8名のうち、賛成する者7人、反対する者1人で、賛成多数により原案のとおり可決することと決定した次第であります。

以下、賛成者の附帯意見を要約して申し上げます。

1. 枠配分方式の悪い面が見受けられる。必要なものは、必要に応じた予算配分をし、長期的な展望に立って事業執行に努められたい。

1. やむを得ない予算編成ではあるが、税収の確保に向けて全力で取り組み、汗と知恵を出して市政運営に当たられたい。

1. 市民サービス向上のための日曜開庁を活用しながら、税の公平性の観点からも、市税徴収率向上に向け努力されたい。

1. 企業誘致も必要だが、市内商店街の活性化を図り、魅力あるまちづくりができるよう具体的な施策を構築されたい。

1. 民間にできることは民間にという理念のもと、指定管理者制度を取り入れ、コスト削減を図るために民営化などを検討されたい。

1. 前例主義にとらわれず、費用対効果を十分に勘案し、事業執行の優先順位を定めるな

ど、むだのない予算執行に努められたい。

1. 生活環境を草花で満たし、住民の心に潤いを与えるため、花いっぱい運動を積極的に推進されたい。

1. 今後も、さらに職員が叡知を出し合い、出るを制するとともに、入るを図るよう努められたい。

1. 限られた財源の中で、財政健全化計画と整合性を図る工夫が見られ、一定の評価はできる。今後は、安心・安全なまちづくりに対し優先的に予算計上できるよう努められたい。

とのことであります。

次に、反対者の意見を要約して申し上げます。

「貧困と格差が拡大し、市民の暮らしが大変厳しい中、平成20年度予算は18年、19年に引き続き財政健全化計画が進められ、住民サービスの切り下げと負担の増大が強行されている。また、後期高齢者医療制度が導入されることで、老人福祉事業や住民基本健診などのサービスが縮減された。一方で、大企業への奨励金は手をつけず継続されている。一部、住民要望である妊婦健診の拡充など前進もあるが、全体として住民に背を向けた予算と言わざるを得ないものでもあり、本予算案に反対する」との意見がありました。

次に、今後の予算執行に当たり留意する事項として、各委員から当局に対し、多くの意見、要望がありましたので、以下、その主なものについて申し上げます。

1. 職員提案制度については、提案件数が増えるような体制をつくられたい。また、管理職については、率先して提出するよう努められたい。

1. 福祉施設のインフラ整備が進んできたが、施設情報を市民に対し広く周知されたい。また、地域活動支援センターを市内に設置できるよう努められたい。

1. 生活保護扶助費については、制度利用者の実態把握に努め、事業執行を厳格に行われたい。

1. 社会福祉協議会に対する補助について、業務委託内容が多岐にわたり金額も大きいため、交付要綱や細則など、ルールの確立に努められたい。

1. 保健委員の人数が大幅に縮減されるが、地域に根ざした活動が求められており、支障のないように努められたい。

1. 花いっぱい運動を推進することは、環境美化を促進するだけでなく、住民の心をいやすとともに、健康増進など波及効果も大きいと考えられ、さらなる事業推進を図られたい。

1. 市内総合スーパーに大規模増築の話があるが、情報を素早くキャッチし、商店街活性化

化推進事業と絡めながら、頑張っている商店主と連携をとり対処されたい。

1. ひめはるの里の来場者増加を図るため、圏央道など道路整備の進捗状況にあわせ、適切な観光施策を実施されたい。

1. 心の教室相談員及び特別支援教育支援員活用事業について、全小・中学校に配置できるよう努められたい。

1. 小・中学校で利用されているパソコンについては、リース期間が一斉に切れることのないよう計画的に導入されたい。

1. 公立幼稚園において、定員割れしている園もあるが、統廃合も含め費用対効果などを考慮し、適切な運営に努められたい。

1. 学校支援ボランティアについては、各学校単位で、地域における教育力を掘り起こし、情報を共有しながら活用されたい。

1. 学習プラザについては、床借上料などの契約を慎重に検討し、その存在も含め事業計画を策定されたい。

1. 学校耐震診断の結果を踏まえ、早急に対策を講じるよう努められたい。

以上が、本予算審査特別委員会の報告であります。本会議においても慎重審議賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（市原健二君） 次に、総務委員会委員長 伊藤すすむ君から報告を求めます。

（総務委員会委員長 伊藤すすむ君登壇）

○総務委員会委員長（伊藤すすむ君） 総務委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、去る7日の本会議において付託されました議案8件について、本会議終了後、委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

最初に、議案第1号「平成19年度茂原市一般会計補正予算（第4号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5468万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ246億2515万6000円にしようとするものです。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、病院事業負担金の追加についてですが、「負担金追加についてどのように考えているのか」との質疑に対し、「負担金追加の最大要因は医師不足である。19年度当初予算では医師25名を見込んでいたが、19名まで減少した。20年度はおおむね25名の医師を確保できる



見通しがつき、25名対応で歳入を見込んでいる。また、医師1人が増加すると約1億円の歳入が見込めると聞いている」との答弁がありました。

次に、「医師数は既に25名に増加するわけではなく、歳入は直ちに増加はしない。そのため構成市町村で出資金の増額等の必要はないのか。また基盤整備計画についての考えは」との質疑に対し、「年度間の不足分については、一時借入金で対応することになると考える。基盤整備については、医療圏の再編成という問題もあり、長生病院が独自に先行しているのかということもある。山武・長生・夷隅の医療圏の中で方向性を示し、より具体的な計画を考えていく必要がある」との答弁がありました。

次に、「65%出資している茂原市として、病院事業の計画、方向性についてチェックできないものか」との質疑に対し、「広域と市町村という2つの形になっており、広域事業であるという考えも見受けられる。構成市町村の事務担当が病院のあり方を十分に把握する必要があると考えており、現状や今後について説明を病院側に求めていきたい」との答弁がありました。

次に、繰越明許費の道路改良事業についてですが、「六ツ野地先の信号機設置に伴う道路改良工事の見通しは」との質疑に対し、「県と警察の設計協議がおくれており、3月中旬に整う見通しである。その後、用地買収、設計を行い、7月ごろ工事発注となることから、県の工事にあわせて着工する予定である」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第1号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第16号「議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、財政健全化の一環として、平成18年4月から報酬額の引き下げを行っているが、平成20年度についても、市の財政状況を考慮し、議員みずから報酬額等を削減しようとするもので、議案第16号については、採決の結果、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第17号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「月額報酬、日額報酬の決定基準と報酬削減の決め方は」との質疑に対し、「月額は毎月定期的に会議開催されるもの、日額は年数回の開催、または必要と認められる場合の開催と考えている。また、非常勤特別職の報酬削減については、他市の状況、議員報酬の

10%削減を考慮し、月額報酬については10%の削減とした。また、日額報酬については、費用弁償、日当の考えに基づき削減した」との答弁がありました。

次に、「農業委員会委員のように選挙で選ばれた委員と、それ以外の委員の報酬についての方は」との質疑に対し、「現段階では報酬額の見直しは考えていないが、今後見直しを行う場合は検討したい」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第17号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第18号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「市長の任期は5月20日であるが、給料の支払い方法は」との質疑に対し、「5月給料は日割り計算により支給する」との答弁がありました。

次に、「市長、副市長の給与を削減せずに、本則支給した場合の財政健全化への影響については」との質疑に対し、「市長、副市長、教育長の給料は、条例上は6月までの削減とし、7月以降については新市長の判断によるものとしているが、人件費予算については19年度と同様の削減で計上している。削減率が少なくなれば、増額補正で対応することとなる」との答弁がありました。

次に、「特別職報酬等審議会は開かれたのか、また、財政健全化に伴う人件費の削減では特別職報酬等審議会への諮問は行われたのか、今後の考え方は」との質疑に対し、「平成6年以降、特別職報酬等審議会への諮問は行っていない。したがって、特別職の本則上の給料、議員報酬は現在まで変わっていない。財政健全化に伴う特別職の給料、議員報酬の引き下げは、他市も本市と同様に、本則上の給料、報酬額は引き下げず、削減の期間を定めるか、あるいは当分の間としており、特別職報酬等審議会への諮問は行われていない。本市の財政健全化に伴う削減を考えた場合、本則上の給料、議員の報酬は平成22年度までは同額と考えられるが、新市長のもとでこれからの見直しが必要と判断された場合は、当然、特別職報酬等審議会に諮問すべきである」との答弁がありました。

以上の審査過程を踏まえ、採決の結果、議案第18号については、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第19号「茂原市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、財政健全化の一環として、給料月額等の削減をすべく、所要の改正をしようとするもので、議案第19号については、採決の結果、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第20号「茂原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、「今後、退職者の増加が見込まれる中で、職員給与の復元についての考えは」との質疑に対し、「財政健全化による人件費の削減は、平成22年までの期間としており、計画の達成率、削減状況、景気の動向を見ながら単年度ごとに削減項目、削減率を検討することとしている。今後も財政健全化の達成状況等を見ながら協議していきたいと考えている」との答弁がありました。

議案第20号については、採決の結果、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第33号「千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について」申し上げます。

審査の過程において、「消防救急無線をデジタル化するメリットは」との質疑に対し、「現在、通信ニーズの実現を図るため、デジタル方式の活用を求められている。県内で一括で実施することにより大規模災害時のみならず、有事における国民保護の関係等、広域的な運用が可能となり、また、消防体制の指示系統が一本化されることにより大規模火災等に即時対応できる等のメリットがある」との答弁がありました。

議案第33号については、採決の結果、全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第35号「茂原市土地開発公社定款の変更について」申し上げます。

審査の過程において、「キャッシュフロー計算書の追加目的は」との質疑に対し、「上場企業は2000年3月に義務づけられており、企業会計の土地開発公社についても、平成17年に総務省より通知が出されている。このたびの郵政民営化法の関係とあわせ経理の透明性を図るため、キャッシュフロー計算書を追加するものである」との答弁があり、議案第35号については、採決の結果、全員異議なく可決することと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。本会議におかれましても慎重審議賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（市原健二君） 次に、教育福祉委員会委員長 初谷智津枝君から報告を求めます。

（教育福祉委員会委員長 初谷智津枝君登壇）

○教育福祉委員会委員長（初谷智津枝君） 教育福祉委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました議案7件、陳情1件について、7日本会議

終了後、委員会室において関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その審査の経過並びに結果について報告いたします。

まず、議案第12号「平成20年度茂原市特別会計介護保険事業費予算」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ45億2615万円とし、介護保険事業に要する費用に充てようとするものです。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申しますと、まず、「介護保険における何らかの制度改正によって、現場が振り回されていると聞いている。茂原市としてどのような対応や検討をしているのか」との質疑に対し、「全国共通の話ではあるが、介護現場の諸問題について、マスコミ報道されるたびに、各種報告書や事務的な資料が課されるケースがあり、市内各事業所において対応に苦慮していると聞いている。介護保険本来の姿が損なわれないよう対応していきたい」との答弁がありました。

次に、「介護予防サービス給付事業が昨年度予算と比べ大幅に減っている。その要因は」との質疑に対し、「本事業は平成19年度から始まった事業であり、国から示された指針にあわせて予算編成したのだが、新基準で介護度を判定した際に、要支援1及び2に該当する方が見込んだよりも少なく、さらに本サービスを利用する対象者が少なかったため、本年度予算において減額補正としている。翌年度は、19年度決算見込みをベースにし、実態に即した形で編成したためである」との答弁がありました。

また、委員より、「介護事務の複雑多岐化により、ケアマネジャー等職員の事務的負担が増している。本来の目的が成就できるよう適正に対応されたい」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第12号は賛成者多数により原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第15号「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」申し上げます。

本案は、学校教育法等の一部改正に伴い、市条例における引用部分について所要の改正を行うものであり、採決の結果、議案第15号は全員異議なく原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第23号「茂原市青年館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、集会所としてさらなる有効利用を図るため、地元自治会等からの払い下げの申し

出があった青年館の用途廃止を行い、普通財産とした上で地元へ払い下げをするため所要の改正を行うものであり、採決の結果、議案第23号は全員異議なく原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第24号「茂原市中心身障害者福祉作業所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、茂原市中心身障害者福祉作業所を障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業である「就労継続支援B型」へ移行するため、当施設の事業内容、利用者の範囲等について所要の改正をするものであり、採決の結果、議案第24号は全員異議なく原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第25号「茂原市重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされたものを申しますと、「改正の対象は老人保健制度対象者としているが、一定の障害がある65歳以上74歳未満の方についての対応は」との質疑に対し、「医療費自己負担については、本条例はどのような保険制度に加入していても、重度心身障害者であれば助成の対象となるため格差は生まれません。保険料負担については、後期高齢者医療制度の適用を受けるか、現在加入の保険のままでいるのかによって負担が変化すると思われるが、基本的に個々の判断に委ねられる。今後は対象者からの相談に対応したい」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第25号は全員異議なく原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第26号「茂原市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、児童遊園の利用者が減少する中、地元の要望等により、それぞれ廃止しようとするもので、採決の結果、議案第26号は全員異議なく原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第28号「茂原市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされたものを申しますと、「本改正の対象者は何人か。また、今後も給付準備基金を繰り入れてでも緩和措置を続けるべきと思うが、どうか」との質疑に対し、「対象者は2403人であった。また、平成21年度においても、国の方針として激

変緩和策を講ずる考えがあると聞いている。本市も保険料の引き上げ幅を抑えられるよう、給付準備基金を取り崩すような措置をとるであろう」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第28号は全員異議なく原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、陳情第1号「医師削減の閣議決定を撤回し、地域医療充実を求める意見書採択を求める陳情」について申し上げます。

審査の過程において、当局より、2004年に始まった医師研修制度改革の変遷から、現在における地域医療の諸問題など、茂原市の現状を重ね合わせた説明がありました。

それらの説明を踏まえ、「国は、医師総数については充足されている状態でないと明言している。また、茂原市においても産婦人科医の不足により不便を来しているとの話も耳にしている。陳情願意について賛成する」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、陳情第1号は賛成者少数により不採択とすることと決定いたしました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査及び結果であります。何とぞ本会議におかれましても慎重審議賜りますようお願いを申し上げ、報告を終わります。

○議長（市原健二君） 次に、建設委員会委員長 深山和夫君から報告を求めます。

（建設委員会委員長 深山和夫君登壇）

○建設委員会委員長（深山和夫君） 建設委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました議案8件について、7日本会議終了後、関係職員の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その経過並びに結果について報告いたします。

最初に、議案第6号「平成20年度茂原市特別会計下水道事業費予算」について申し上げます。

平成20年度の予算総額は歳入歳出それぞれ21億476万8000円で、前年度と比較し2億4964万6000円、率にして13.46%の増であります。

公共下水道事業として、合流式下水道の改善並びに暫定管の整備を図るとともに、老朽化した処理場施設の改築を行うものであります。また、平成19年度に創設された補償金免除繰上償還の制度により、高金利の地方債を低金利に借りかえし、金利負担の軽減を図っていくものであります。

採決の結果、議案第6号については全員異議なく可決することと決定いたしました。

次に、議案第7号「平成20年度茂原市特別会計宅地開発事業費予算」について申し上げます。

本案は、西部地区開発事業用地の適切な維持管理をするため、草刈委託が主な内容であり、前年度予算額と同額の36万7000円を計上するものであります。

審査の過程において、「草刈は1年にどのくらいの頻度で行っているのか」との質疑に対し、「年2回である」との答弁があり、採決の結果、議案第7号については全員異議なく可決することと決定いたしました。

次に、議案第10号「平成20年度茂原市特別会計駐車場事業費予算」について申し上げます。

平成20年度の予算総額は歳入歳出それぞれ1億8223万2000円で、前年度と比較し156万7000円、率にして0.86%の増であります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「駐車場土地の借上料については複数年契約なのか、単年度契約なのか。単年度契約ならば、値下げ交渉はしているのか」との質疑に対し、「契約期間は30年で、2年ごとに契約の見直しを行い、値下げしてもらうよう鋭意努力している」との答弁がありました。

次に、「償還金の返済はいつまでで、借入額はどのくらいなのか」との質疑に対し、「有料道路整備資金の返済が平成23年3月20日までで、簡易保険局のものが平成24年3月31日、また平成14年に買い戻した土地の返済が平成35年9月30日、借入額は用地買い戻し金が7億2470万円、建物が10億600万円である」との答弁がありました。

次に、「駐車場の定期利用者は収容台数に対して何%なのか」との質疑に対し、「2月末現在での定期駐車台数は119台であり、全体の駐車台数が257台であるので、5割弱である」との答弁がありました。

次に、「空きスペースをなくすように、駐車料金を下げるなど利用者の増える方策をとっているかどうか」との質疑に対し、「駐車場料金については、有料道路の無利子融資の償還が終了するまでは、料金の改定については国の許可が必要であり、現在のところ改定は難しい状況である。また、近隣の駐車場でも1時間100円という料金で行っている場所もあるので、料金を下げたからといって利用者が増えるとは限らず、近隣駐車場との関係もあり、あまり下げすぎること難しい面があるので、今後慎重に検討していきたい」との答弁がありました。

次に、「定期駐車は5割近くあるが、時間貸しの稼働率はどうか」との質疑に対し、「駐車場の4階までは常に埋まっている状態なので、率にして、定期駐車を含み七、八割は

稼働している計算になる。また、修正回転率は2.7である」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第10号については全員異議なく可決することと決定いたしました。

次に、議案第11号「平成20年度茂原市特別会計土地取得事業費予算」について申し上げます。

本案は、平成11年度に旧茂原税務署跡地を茂原駅前通り地区土地区画整理事業の事業用地として取得した土地代金の支払いで、土地取得事業債元利金の償還として、元金1262万円、利子17万1000円、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1279万1000円として計上するものであり、採決の結果、議案第11号については全員異議なく可決することと決定いたしました。

次に、議案第29号「茂原市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

昨年4月に東京都町田市の都営住宅において、暴力団員による立てこもり発砲事件が発生するなど、公営住宅における暴力団員による不法行為が全国的に多数発生していることを受け、国は公営住宅における暴力団排除の基本方針を示し、警察庁と協議の上、現在全国的な連携を強化している状況であり、本案は、このような現状を踏まえ、本市においても市営住宅入居者、ひいては市民生活の安全と安心の確保を目的に、市営住宅における暴力団排除に関する事項を規定するため、条例の改正を行うものであります。

審査の過程において、「現在、市の公営住宅において暴力団関係の入居者はいるのか」との質疑に対し、「暴力団関係者と特定できる人物は確認されていない」との答弁がありました。

採決の結果、議案第29号については全員異議なく可決することと決定いたしました。

次に、議案第30号「茂原市道路線の認定について」申し上げます。

本案は、国道409号、県道市原茂原線及び市道の重用区間について、県からの管理移管による市道3級7560線ほか23路線を、市民の一般交通の利便を図るため新たに認定するものであり、採決の結果、議案第30号については全員異議なく可決することと決定いたしました。

次に、議案第31号「茂原市道路線の廃止について」申し上げます。

本案は、市道1級2号線ほか6路線を認定替え等に伴い廃止するものであり、採決の結果、議案第31号については全員異議なく可決することと決定いたしました。

次に、議案第32号「市の地域内における千葉市道路線の認定の承諾について」申し上げます。



本案は、千葉市が認定をしようとする千葉市道小山町5号線の一部区間が茂原市桂地先となるため、道路法第8条第3項の規定により、認定するには茂原市長の承諾が必要なものであり、採決の結果、議案第32号については全員異議なく可決することと決定いたしました。

以上が、本委員会に付託されました案件の議案の審査経過並びに結果であります。本会議におきましても慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（市原健二君） 次に、市民環境経済委員会委員長 加賀田隆志君から報告を求めます。

（市民環境経済委員会委員長 加賀田隆志君登壇）

○市民環境経済委員会委員長（加賀田隆志君） 市民環境経済委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました議案10件及び平成19年12月議会において付託され継続審査となっておりました陳情1件について、3月7日本会議終了後、委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その経過並びに結果について報告いたします。

初めに、議案第2号「平成19年度茂原市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第2号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ604万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ94億6696万2000円とするもので、その内容は、支出件数の増加に伴い不足が見込まれる葬祭費や県から交付される特別調整交付金を長生病院に繰り出すための医療施設繰出金について補正しようとするものであります。

審査の過程において、「特別調整交付金の交付はいつまでか」との質疑に対し、「特別調整交付金は、県の交付要綱に基づき、100床以上500床未満の市町村及び市町村が設立した一部事務組合が行う国保診療施設に対して100万円が交付されているもので、昨年度から実施されている制度である。交付期間については未定である」との答弁があり、採決の結果、議案第2号については全員異議なく可決することと決定いたしました。

次に、議案第3号「平成19年度茂原市特別会計農業集落排水事業費補正予算（第2号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ662万7000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億2131万円とするもので、その内容は、税務署において、免税期間の償還元金の取り扱いに誤りがあり、平成18年分確定申告及び平成19年分中間申告の消費税が減額となったことによる公課費の減額や予定額まで達しなかった受益者分担金や使用料についての減額補正をしようとするものであり、事業の財源不足については、一般会計繰入金などの増額によ

り対応しようとするものであります。

審査過程において、「平成18年度から使用料金をおよそ30%値上げをし、事業運営がなされているが、受益者の反応は」との質疑に対し、「現在、収納率はおよそ99.8%となっており、値上げによる苦情や意見は聞いていない」との答弁がありました。

審査の中で、委員会として、「100%近い使用料収納率の中、使用料と一般会計繰入金の関係において、安易に使用料を減額するような予算編成は適正さを欠いている。予算編成に当たって、使用料は予測できる状況を十分勘案しながら、過去のデータや将来推計に基づき適正に算定し計上すべきであり、また、水洗化加入促進にももっと積極的に取り組み、使用料確保に努められたい」との指摘がありました。

採決の結果、議案第3号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第5号「平成20年度茂原市特別会計国民健康保険事業費予算」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ99億9123万9000円とするもので、前年度比4億397万3000円、4.2%の増となったものであります。

審査過程において質疑応答のなされたものを申し上げます。

まず、「国保税が約8億2000万円減額となっている理由は」との質疑に対し、「税率改正により資産割をなくしたことや後期高齢者医療制度への移行者により、国保加入世帯が平成19年度約2万世帯に対し平成20年度は約1万7000世帯に、加入者が平成19年度約3万7000人に対し平成20年度は約3万人に減ることが予想されるためである」との答弁がありました。

次に、「後期高齢者医療制度により国保加入者が減っている中で、保険給付費が増加となっている理由は」との質疑に対し、「これまで75歳以上の方たちについては老人保健で賄っていたので、後期高齢者医療制度が始まっても国保会計における保険給付費には影響はない。増加した理由は医療費の伸びを見込んだためである」との答弁がありました。

次に、「短期人間ドック助成金は、何名の方を予定しているのか」との質疑に対し、「563名である。過去の実績を見ると、平成17年度が421名で1900万円余、平成18年度が513名で2300万円余の支出をしており、毎年増えている」との答弁がありました。

次に、「特定健康診査等負担金とは何か。また、特定健康診査及び特定保健指導の予定数は」との質疑に対し、「特定健康診査等負担金は特定健康診査及び特定保健指導に対する国や県からの補助金であり、要した費用から受診等された方の負担分を除いた額のうち、補助対象となっている額の3分の2について、国・県が3分の1ずつ負担しているものである。

特定健康診査の予定数は約5400人、特定保健指導は120人程度見込んでいる。このことについては、各市町村において、国より5年ごとに目標数値が定められ、それに向かっての計画を立てることになっており、特定健康診査は5年後の平成24年度までに65%、特定保健指導は45%の達成が目標となっている。本市では、平成20年度は目標数値に向かって着実に達成率を上げていくための初年度として、過去の健康診査の受診率から特定健診を25%の約5300人とし、そのうち特定健康指導の必要な方が24%程度、約1200人発生するだろうと予測し、その中で、保健指導を10%の約120人としている。10%にした理由は、目標の保健指導率45%に向けて毎年指導人数が増えているため、21年度以降は外部委託を考慮しており、その委託事業の実施を確実なものとするため、初年度は市の保健師により指導を行い、職員にしっかりとした保健指導を習得してもらいたいと考え、そのための妥当な率として10%を設定した」との答弁がありました。

また、委員からは、「特定健康診査等事業の実施に当たっては、保険料抑制のためにも関係課と十分連携を図り、事業の推進に努められたい」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第5号については賛成者多数により可決することと決定しました。

次に、議案第8号「平成20年度茂原市特別会計老人保健費予算」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ5億8733万3000円とするもので、前年度比53億5155万7000円、90.1%の減となったものです。これは本年4月から後期高齢者医療制度が施行されることに伴い、老人保健法による医療費の支払いが本年3月診療分の1か月分となるために大幅に減額となったものであります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「今後の本会計の処理は」との質疑に対し、「今後、病院から診療報酬明細書の再審査請求があった場合、支払いまでに多くの時間を要することがあるため、平成21年度まで本会計を残させていただきたいと考えている」との答弁がありました。

次に、「診療報酬明細書のチェックは、国保連合会だけなのか」との質疑に対し、「職員には専門的知識がないため、市に戻ってきた診療報酬明細書のチェックを業者に委託している」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第8号については賛成者多数により可決することと決定しました。

次に、議案第9号「平成20年度茂原市特別会計農業集落排水事業費予算」について申し上げ

げます。

本案は、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ3億2927万円とするもので、前年度比763万円、2.4%の増となったものであります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「水洗化普及事業において10万円を計上しているが、この額で促進が図れるのか」との質疑に対し、「供用開始してから1年以内に水洗化をした場合、1戸当たり2万円の補助金を出している。平成18年度に供用開始した地区のものが、平成19年3月31日で補助期間は終了しているが、申請漏れの方がいるため、5件分を計上した」との答弁がありました。

次に、「加入率の悪い地区はどこか。また、水洗化普及は積極的に行うべきだが、水洗化補助金以外に加入促進のための事業費はあるのか」との質疑に対し、「千沢・新千沢地区が悪く、69.2%の加入率である。また、ほかに加入促進のための事業費はなく、戸別訪問などにより対応していきたい」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第9号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第13号「平成20年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費予算」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ7億7806万1000円とするもので、これは後期高齢者医療制度が施行されるに伴い、本市における保険料の徴収に関する経費等を計上したものであります。

審査の過程において、「一般会計からの繰入金について、市町村や広域連合などに義務的な負担率があるのか」との質疑に対し、「保険料の減免世帯の減免額を補てんする保険基盤安定繰入金は、広域連合で算出した保険料の額について、県が4分の3、市が4分の1の負担となっており、これに基づき繰り入れをしている。また、事務費繰入金については、歳出で、後期高齢者医療広域連合納付金の中、事務費負担金として3415万8000円を計上しているが、広域連合の事務費分について、広域連合の規約に定める負担割合により構成市町村に割り当てられているものであり、これについて一般会計から繰り入れをしている」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第13号については賛成者多数により可決することと決定しました。

次に、議案第14号「茂原市後期高齢者医療に関する条例の制定について」申し上げます。

審査過程において、「保険料の減免などについては、広域連合の規約にある減免条項を運用して行うということだが、市の窓口段階において、提出された申請の承認可否について、本条例や運用条項により判断ができるのか」との質疑に対し、「条例上の事務は、広域連合から示されたものの交付または受け渡しなどであり、判断はできない。広域連合で判断することとなる。運用については、広域連合の条例の中で規定されているが、市で提出する書類に担当レベルで判断した条項などを書き添え送るようにし、適用されるよう努めたい。また、実態が伝わらず申請が承認されないというようなことがないよう、状況の確認や書類の書き方の指導を行っていきたい」との答弁があり、採決の結果、議案第14号については賛成者多数により可決することと決定しました。

次に、議案第21号「茂原市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査過程において、「平成19年度までの資産割についてはどのようになるのか」との質疑に対し、「19年度までは改正前の条例が適用となるため、条例に基づき追徴していく」との答弁があり、採決の結果、議案第21号については賛成者多数により可決することと決定しました。

次に、議案第22号「茂原市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、本年4月から後期高齢者医療制度が施行されることに伴い、高齢者の医療の確保に関する法律第49条の規定に基づき、「茂原市特別会計後期高齢者医療事業」を設置するため、改正しようとするものであります。

採決の結果、議案第22号は賛成者多数により可決することと決定しました。

次に、議案第27号「茂原市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「葬祭費を減額した理由と年間に亡くなられる74歳以下の方の数は」との質疑に対し、「市財政が逼迫する中、国保会計も大変厳しい状況にあることをかんがみ、葬祭費の支給率が高い75歳以上の後期高齢者医療広域連合や他の保険者にならい、5万円とした。他市も同様の額である。また、74歳以下で亡くなられる方の数は18年度の実績で179件あり、20年度は230件を想定している。なお、18年度における75歳以上の亡くなられた方の数は364件である」との答弁があり、採決の結果、議案第27号は賛成者多数により可決することと決定し

ました。

次に、継続審査となっております。平成19年陳情第11号「高齢者が安心して医療を受けられるよう国への意見書提出を求める陳情」について申し上げます。

まず、当局より、問題点の1つとして陳情書の中に書かれていた「後期高齢者だけを対象にした別立ての診療報酬制度の検討」の部分について、2月13日に中央社会保健医療協議会から基本的に諮問のとおり承認する旨の答申書が提出され、また、その中に「診療報酬項目が高齢者の心身の特性に応じた医療提供に資するとなっているか実施後検証すること」との意見が添えられたことから、診療報酬体系の見直しについては随時行われるだろうとの説明がありました。

審査の過程において、「後期高齢者医療制度については、現在500を超す28%以上の地方議会において見直しの意見を提出しており、また、野党4党でも廃止法案が提出されている。このような状況を踏まえ、意見書の提出は行うべきである」との意見や、「4月からスタートする状況をかんがみ、中止・撤回は難しいと考える。また、診療報酬についても答申書に意見が附されていることから、実際に制度が動き出してさまざまな意見を聞き、改善していくことがよいと考えて、本陳情には反対する」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、平成19年陳情第11号については賛成者・反対者同数であったため、茂原市議会委員会条例第17条第1項に基づき、委員長の決するところにより不採択とすることと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。本会議におきましても慎重審議賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（市原健二君） 以上で各委員長の報告を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

午後2時12分 休憩

————— ☆ ————— ☆ —————

午後2時21分 開議

○議長（市原健二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの各委員長報告に対する質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（市原健二君） なければ、質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

反対討論の通告がありますので、これを許します。平ゆき子議員。

(1番 平ゆき子君登壇)

○1番(平ゆき子君) 日本共産党を代表しまして、反対討論を行います。

反対する案件は、議案第4号「平成20年度茂原市一般会計予算」について、議案第5号「平成20年度茂原市特別会計国民健康保険事業費予算」について、議案第8号「平成20年度茂原市特別会計老人保健費予算」について、議案第12号「平成20年度茂原市特別会計介護保険事業費予算」について、議案第13号「平成20年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費予算」について、議案第14号「茂原市後期高齢者医療に関する条例の制定について」、議案第21号「茂原市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第22号「茂原市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第27号「茂原市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」に反対し、その理由を述べます。さらに、今議会に提出された陳情第1号「医師削減の閣議決定を撤回し、地域医療充実を求める意見書採択を求める陳情」と継続審査となっていました陳情第11号「高齢者が安心して医療を受けられるよう国への意見書提出を求める陳情」を不採択とする委員長報告に反対し、その理由を述べます。

まず、議案第4号、一般会計予算について述べます。

昨今、構造改革の名で進められた政策のもとで深刻な貧困と格差が広がり、住民の暮らしは底が抜けてしまったような不安と危機に見舞われています。本市でも例外ではなく、企業投資による固定資産税の増額はあるものの、個人市民税の落ち込みが市民の厳しい生活を反映しています。その上、定率減税の廃止や各種控除の縮減などの庶民増税も強行されています。こうした中、市民の暮らし、福祉を守る防波堤となることが地方自治体の果たすべき役割ではないでしょうか。

ところが、本市はこの間、長年の都市計画道路など、都市整備事業等によって土地開発公社の公有地先行取得にかかわる債務負担行為が極端に膨大化し、この債務負担行為の解消計画を執行中であり、また、市開発公社の経営健全化計画も執行中です。

さらには、平成18年度、19年度に引き続き徹底した歳出削減を目指す財政健全化計画が押し進められ、市民負担の増大と市民サービスの切り捨て、そして職員の給与を初め、人件費の徹底した削減が強行されています。特に福祉面での市単独事業の徹底した削減や教育施設整備のおくれは極端です。また、平成20年度は後期高齢者医療制度が導入されることで、これまでの老人福祉事業や健康診査事業等のサービス縮減と行政責任が大きく後退されます。

一方で、大企業への奨励金には手をつけず継続されています。IPSアルファテクノロジーには年間4億円の限度額を交付していますが、固定資産税の増収した分、地方交付税が減額され、奨励金を差し引くと財政的にはマイナスとなっています。さらに最大の目的である地域雇用の拡大では、正規雇用は親会社日立ディスプレイズからの出向だけで、非正規雇用の拡大だけが進行するなど、デメリットだけで住民税の増大には全く結びついていません。それにもかかわらず圏央道計画と結びつけたさらなる企業誘致や大型開発を展開する市政運営が続けられています。

しかし、今何よりも優先すべきは福祉、教育であり、財政再建もこの立場から、市民合意のもとで取り組むべきであります。予算案の中には、一部に妊婦健診の拡充、重度心身障害者、重度心身障害児医療費助成の入院時食費助成の継続、学童保育の増設など、住民の要望が実現、前進されたところもありますが、全体として市民に背を向けた予算と言わざるを得ません。

以上のことから、平成20年度一般会計予算に反対するものです。

次に、議案第5号、国保予算及び第8号、老健予算、議案第21号、国保税賦課徴収条例の改正について、議案第27号、国保条例の改正については一括して述べます。

高すぎる国保税、非情な保険証の取り上げ、4700万人が加入する市町村の国民健康保険は今土台から掘り崩すような危機に陥っています。年収200万円台で、30万円、40万円の負担にさらされるなど、国民健康保険税は既に住民の負担能力をはるかに超えるものとなっています。異常に高い国保税が低所得者の貧困をますますひどくし、滞納者を激増させています。加入者の過半数が年金生活者などの無職者で、加入世帯の平均所得が165万円にすぎない国保は、国の手厚い援助があって初めて成り立つ医療保険であります。

ところが、歴代自民党政府は、1984年の法改悪で国庫負担率を引き下げたのを皮切りに、国の責任を次々と後退させてきました。ここにこそ国保崩壊の現況があります。全国各地で国保税値下げに踏み切る自治体が生まれています。経緯や財源はさまざまですが、国保税値下げを求める住民の世論と運動、また、これ以上の負担は無理という市町村の判断によるものです。国保行政は自治事務であり、個別の対応は市町村の裁量に委ねられています。住民の生活実態に即した市町村独自の最大限の努力が求められています。茂原市の国保税は、負担の限界を超える水準にあります。国に国庫負担率の復元を強力に求めるとともに、国保事業での余剰金の活用や財政健全化計画の市民本位の執行など、あらゆる方策を講じてでも国保税の引き下げを図るべきです。住民福祉の増進という自治体の存在意義をかけた思い切っ



た措置による国保事業の展開に突き進むべきことを願い、高すぎる国保税の押しつけとなっている本予算案に反対します。

また、国保税の仕組みから資産割が廃止となりました。この資産割の廃止を以前から主張していた立場から、大いに歓迎します。しかし、そのほかの所得割、均等割、平等割については、後期高齢者医療制度に伴い、新たに支援金分が設定されたものの、全体としてはこれまでと変わりがありません。高齢者への新たな負担増で国保運営の負担を軽くするとして導入されたのが後期高齢者医療制度です。その分、国保税における住民負担の軽減を最優先課題にすべきであり、その条件は現実に存在しているのではないのでしょうか。

こうした立場から、議案第21号、国保税賦課徴収条例の改正に反対します。

さらに、この高すぎる国保税を押しつけながら、その上、葬祭費の支給を7万円から5万円にと引き下げることなど、本末転倒ではないのでしょうか。そして、これまでの住民基本健診を廃止し、限られた特定健診に移行しようとすることは、早期発見、早期治療による医療費抑制という本来の保健事業の原則を投げ捨てるものと言わざるを得ません。よって、議案27号、国保条例の改正に反対します。

次に、議案第12号、介護保険予算について述べます。

本市では、従来介護保険事業と別枠の介護度が軽度と認定された人を対象にした介護予算事業や新予防給付事業がスタートして1年経過しました。新予防給付では、介護ベッドや車いすなどの介護用具の取り上げや介護予防プラン作成の報酬が低いため、ケアプランの作成が困難になっているなど、深刻な問題が噴出していることをこの間一般質問で取り上げ、警鐘してきました。市当局も意見を取り入れ、体制を整えるなどの対応がなされ、利用者のサービス後退にならないよう努力されるなど、評価ができます。しかし、待機者が288人と多数であり、依然として施設整備のおくれが解消されず、家族介護の負担が改善されていません。昨今、介護虐待や介護心中が相次ぎ、深刻な問題になっています。こうした中で、高齢者が安心して暮らすまちづくりのためには、市独自の支援策が必要です。しかし、本市独自の減免制度はあるものの、その基準が厳しいため十分に機能していません。また、利用料軽減策も確立されていません。

以上のことから、本予算に反対するものです。

次に、議案第13号、後期高齢者医療事業費予算及び議案第14号、後期高齢者医療に関する条例の制定について、議案第22号、特別会計条例の改正については、後期高齢者医療制度の創設にかかわるものであり、一括して述べます。

後期高齢者医療制度の実施が近づくとつれて、怒りの声が広がっています。75歳以上という特定の年齢に達したら別枠の医療保険に囲い込み、負担増と医療給付削減を強いるような制度は世界に例がありません。高齢者だけを切り離して肩身の狭い思いをさせるような社会、医療を受けることをためらわせるような社会、日本をこんな社会にできてしまっているのでしょうか。この制度の実施で起きることは、極めて理不尽なことです。例えば75歳の夫と68歳の妻が子供の健康保険の扶養家族になっているケースでは、おじいさんだけが健保の資格を奪われ、後期高齢者医療制度に追いやられてしまいます。70歳の妻と77歳の夫の2人暮らしで、夫が元気に働き健保に加入、妻はその扶養家族になっている場合は、夫婦とも健保の資格を失い、夫は後期高齢者医療制度へ、妻は国民健康保険へ加入させられてしまいます。家族一緒に暮らしていた母屋から75歳を過ぎた人だけ離れに移すようなやり方です。これでは長寿を祝うことも喜ぶこともできないのではないのでしょうか。現行の老人保健制度は、現役と同じ保険に加入したままで財政だけを調整する仕組みです。独立した別枠の制度に押し込める後期高齢者医療制度とは全く違います。

こうした制度をつくる理由を、若者や壮年とは違う心身の特性、医療費を維持可能な制度にと述べられています。政府のいう後期高齢者の特性とは、治療が長期化し複数疾患があること、多くの高齢者が認知症であること、いずれ避けることのできない死を迎えること、この3つを上げています。地域でも、仕事や趣味でも、元気に活躍する高齢者は少なくありません。こうした高齢者を手間もお金もかかる、いずれ死が避けられないなどのひとまとめに決めつけることなど許されることではありません。

また、政府の医療費削減の見通しによると、2015年には3兆円、25年には8兆円で、そのうち後期高齢者分はそれぞれ2兆円、5兆円に達しています。高齢者を狙い撃ちにしていることは明らかです。高齢者の命をないがしろにした、こんな後期高齢者医療制度は直ちに中止・撤回するしかありません。

こうした立場から、後期高齢者医療制度にかかわる議案第13号、第14号、第22号に反対します。

次に、陳情第1号「医師削減の閣議決定を撤回し、地域医療充実を求める意見書採択を求める陳情」について述べます。

今、各地に深刻化している医療崩壊の根本原因は、医療費抑制のために医学部定数の削減を行い、1982年、1997年に閣議決定までして医師の養成数を減らしてきた国の失政にあります。現在、日本の医療機関で働く医師の数は26万人、OECD（経済協力開発機構）加盟30

カ国の平均と比べて14万人も不足しています。その結果、勤務医には長時間過密労働が強いられ、疲弊した勤務医のリタイヤでさらに医師不足が進むという悪循環となっています。

厚生労働省は、これまで、地域や診療科ごとの偏在はあるが、全体として医師は不足していないとの見解を一貫して示してきました。しかし、今国会で日本共産党の高橋ちづ子衆議院議員の医師不足による医療崩壊の質問に対し、舛添厚生労働大臣は、今の医師数で十分だと思っていないと答弁し、医療をめぐる長期ビジョン研究会を立ち上げ対策を検討することを表明しました。また、医学部の定数削減、抑制を決めた閣議決定に関しても、新しい状況で新しい対策を立てていく、医師不足の問題に全面的に取り組むと述べ、閣議決定を含め検討していくことを表明しています。今、政府も医師不足を認め、対策を検討する動きを示しています。早急実現のためにも本陳情は採択すべきであります。

次は、陳情第11号「高齢者が安心して医療を受けられるよう国への意見書提出を求める陳情」について述べます。

後期高齢者医療制度そのものについては、先ほど述べたとおりです。この制度の中止・撤回の意見書を決議した地方議会は520カ所に近づき、自治体総数の30%近くに及んでいます。岐阜県大垣市では、自民党も含め、後期高齢者医療制度反対の意見書が採択され、話題となっています。国会では、野党4党が後期高齢者医療制度の廃止法案を衆議院に提出しています。本市議会も本陳情を採択し、政府への断固たる意見書提出をすべきではないでしょうか。

以上で反対討論といたします。

○議長（市原健二君） 他に討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（市原健二君） なければ討論を終結します。

これより採決に入ります。

最初に、閉会中の継続審査となっております陳情について採決します。

平成19年陳情第11号「高齢者が安心して医療を受けられるよう国への意見書提出を求める陳情」についてであります。本件に対する委員長報告は不採択でありますので、陳情第11号について採決します。

陳情第11号について、願意のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立少数）

○議長（市原健二君） 起立少数と認めます。

したがって、陳情第11号は不採択と決定しました。

次に、今定例会に付議されました案件について採決します。

最初に、議案第4号「平成20年度茂原市一般会計予算」については、委員長報告どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(市原健二君) 起立多数と認めます。

したがって、議案第4号は原案どおり可決することと決定しました。

次に、議案第5号「平成20年度茂原市特別会計国民健康保険事業費予算」については、委員長報告どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(市原健二君) 起立多数と認めます。

したがって、議案第5号は原案どおり可決することと決定しました。

次に、議案第8号「平成20年度茂原市特別会計老人保健費予算」については、委員長報告どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(市原健二君) 起立多数と認めます。

したがって、議案第8号は原案どおり可決することと決定しました。

次に、議案第12号「平成20年度茂原市特別会計介護保険事業費予算」については、委員長報告どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(市原健二君) 起立多数と認めます。

したがって、議案第12号は原案どおり可決することと決定しました。

次に、議案第13号「平成20年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費予算」について、委員長報告どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(市原健二君) 起立多数と認めます。

したがって、議案第13号は原案どおり可決することと決定しました。

次に、議案第14号「茂原市後期高齢者医療に関する条例の制定について」、委員長報告どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(市原健二君) 起立多数と認めます。

したがいまして、議案第14号は原案どおり可決することと決定しました。

次に、議案第21号「茂原市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について」、委員長報告どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(市原健二君) 起立多数と認めます。

したがいまして、議案第21号は原案どおり可決することと決定しました。

次に、議案第22号「茂原市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について」、委員長報告どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(市原健二君) 起立多数と認めます。

したがいまして、議案第22号は原案どおり可決することと決定しました。

次に、議案第27号「茂原市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」、委員長報告どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(市原健二君) 起立多数と認めます。

したがいまして、議案第27号は原案どおり可決することと決定しました。

次に、議案第34号「長生郡市合併協議会の廃止について」、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(市原健二君) 起立全員と認めます。

したがいまして、議案第34号は原案どおり可決することと決定しました。

次に、他の議案については一括採決します。

議案第1号から第3号並びに第6号から第7号、第9号から第11号、第15号から第20号、第23号から第26号、第28号から第33号及び第35号については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(市原健二君) 御異議ないものと認めます。

したがいまして、議案第1号から第3号並びに第6号から第7号、第9号から第11号、第15号から第20号、第23号から第26号、第28号から第33号及び第35号までについては、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、陳情について採決します。

陳情第1号「医師削減の閣議決定を撤回し、地域医療充実を求める意見書採択を求める陳情」についてであります。本件に対する委員長報告は不採択でありますので、陳情第1号について採決します。

陳情第1号について、願意のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

○議長(市原健二君) 起立少数と認めます。

したがって、陳情第1号は不採択と決定しました。

以上で、今定例会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。

お諮りします。会議録の調製に当たり、字句、数字、その他整理を要するものについては議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(市原健二君) 御異議ないものと認めます。

したがって、そのように決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

○議長(市原健二君) ここで申し上げます。

石井市長におかれましては、昨年の12月定例会において、今期限りでの御勇退を表明され、来る5月20日をもって任期満了となることから、今定例会が最後の議会となりました。

石井市長には、今日まで5期20年の長きにわたり市政発展と市民福祉向上のため、日々御尽力を賜り、まことに御苦労さまでした。

残された期間、さらに職務に御精励されますとともに、御勇退後もますます健康に御留意され、市政発展のため御指導、御協力をいただけることを切にお願い申し上げる次第であります。

これまでの御努力とその輝かしい多くの御功績に対し深く感謝申し上げますとともに、今後の一層の御活躍を御祈念申し上げ、市議会を代表しての感謝の言葉とさせていただきます。

○市長(石井常雄君) どうもありがとうございました。(拍手)

————— ☆ ————— ☆ —————

○本日の会議要綱

1. 議案並びに陳情の総括審議

○出席議員

議長 市原健二君

副議長 三枝義男君

1番	平	ゆき子君	2番	大野	ときお君
3番	森川	雅之君	4番	鶴岡	宏祥君
5番	鈴木	敏文君	6番	ますだ	よしお君
7番	田丸	たけ子君	8番	加賀田	隆志君
9番	加藤	古志郎君	10番	腰川	日出夫君
11番	伊藤	すすむ君	13番	深山	和夫君
14番	勝山	穎郷君	15番	初谷	智津枝君
16番	三橋	弘明君	17番	関	好治君
18番	早野	公一郎君	19番	相澤	仁君
21番	常泉	健一君	23番	田辺	正和君
24番	金澤	武夫君	25番	金澤	幸正君
26番	牧野	昭君			

————— ☆ ————— ☆ —————

○欠席議員

なし

————— ☆ ————— ☆ —————

○出席説明員

市 長	石 井 常 雄 君	副 市 長	鶴 岡 修 一 郎 君
教 育 長	渡 邊 光 爾 君		
理 事 (行財政健全化担当・合併推進担当 ・収納対策担当)	加 藤 喜 朗 君	総 務 部 長	木 村 一 義 君
企 画 財 政 部 長	中 山 和 夫 君	市 民 環 境 部 長	森 田 豊 治 君
健 康 福 祉 部 長	石 井 友 章 君	経 済 部 長	元 吉 敬 宇 君
都 市 建 設 部 長	久 慈 文 夫 君	教 育 部 長	杉 崎 徹 平 君
総 務 部 参 事 (総務部次長事務取扱・ 選挙管理委員会事務局長)	田 中 允 君	市 民 環 境 部 参 事 (市民環境部次長事務取扱・ 生活課長事務取扱)	風 戸 茂 樹 君
都 市 建 設 部 技 監 (都市建設部次長事務取扱・都市政策 担当・本納駅東地区土地区画整理担当)	麻 生 丈 夫 君	企 画 財 政 部 次 長 (財政課長事務取扱)	平 野 貞 夫 君
健 康 福 祉 部 次 長 (介護保険課長事務取扱)	丸 喜 章 君	経 済 部 次 長 (商工観光課長事務取扱・ 中心市街地活性化担当)	牧 野 豊 君
都 市 建 設 部 次 長 (建設課長事務取扱・ 土木政策担当)	古 市 賢 一 君	教 育 部 次 長 (庶務課長事務取扱)	石 井 清 君
総 務 部 副 参 事 (総務課長事務取扱)	國 代 文 美 君	企 画 財 政 部 副 参 事 (企画政策課長事務取扱・ 本納駅東地区土地区画整理担当・ 長生郡市合併協議会担当)	松 本 文 雄 君

————— ☆ ————— ☆ —————

○出席事務局職員

事 務 局 長	内 山 実
主 幹	岡 澤 弘 道
副 主 幹 (議事係長事務取扱)	鈴 木 均



○議長（市原健二君） それでは、これをもちまして、平成20年茂原市議会第1回定例会を閉会します。長期間にわたる御審議、まことに御苦労さまでした。

午後2時54分 閉会

————— ☆ ————— ☆ —————

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成20年5月7日

茂原市議会議長 市 原 健 二

茂原市議会副議長 三 枝 義 男

茂原市議会議員 関 好 治

茂原市議会議員 早 野 公 一 郎